

函南町ふるさと納税支援業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和8年4月

函南町建設経済部産業振興課

## 1 事業の趣旨・目的

この要領は、函南町ふるさと納税支援業務の委託に際し、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も的確と判断される契約候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

## 2 業務概要

### (1) 業務名称

函南町ふるさと納税支援業務

### (2) 業務内容

別添「函南町ふるさと納税支援業務委託公募仕様書」（以下、「仕様書」という）のとおり

### (3) 契約期間

契約締結日から令和11年3月31日まで。

ただし、寄附受付は令和8年7月1日からとし、契約締結日から令和8年6月30日までは、業務開始に向けた準備期間とする。（業務開始が繰り上がる場合は町と協議の上、準備期間を定める）

## 3 契約上限率

寄附金額の8%以内（消費税及び地方消費税を含む）

※寄附金受領証明書等の作成及び発送業務については、委託料率の対象外の業務とし郵送料の実費負担とするが、実施体制及び概算費用については提案書に記載すること。

## 4 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は次に掲げる全ての要件を満たすこと。

- (1) 函南町工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（令和7年3月28日告示第48号）の規定による停止措置を現に受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。
- (4) 事業者及びその代表者または役員等が函南町暴力団排除条例（平成23年函南町条例第21号）第2条各号のいずれにも該当しないこと。
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税並びに函南町税の滞納がないこと。
- (6) 過去2年以内に、地方公共団体が発注した本業務内容と同種業務又は類似業務を履行した実績があり、かつ10億円以上の寄附を受けている団体が存在すること。実績とは、仕様書に記載しているようなふるさと納税業務全般

を支援した実績であり、基幹システムの提供やPR・プロモーション業務など、ふるさと納税業務の一部のみにおける実績は含まない。

- (7) 令和7・8年度入札参加資格者名簿に登載されている者であること。ただし、入札参加資格者名簿に登載されていない者でも、次の書類（※参加資格審査に係る提出書類）を提出することにより、町にて資格審査を実施し参加資格を満たしていると判断した場合は、本公募型プロポーザルに参加することができるものとする。

※参加資格審査に係る提出書類

提出書類		説明	部数
ア	登記事項証明書	法務局の発行する履歴事項全部証明書	1部
イ	印鑑証明書	法務局の発行する証明書 (写しは不可)	1部
ウ	納税証明書	税務署発行の納税証明書 (その3の3)	1部
エ	財務諸表の写し(直前の事業年度のもの)	貸借対照表及び損益計算書	1部
オ	委任状 ※使用印鑑届	契約権限を委任する場合に限り必要	各1部

(証明書等の発行日は、提出日から起算して3か月以内のものとする)

- (8) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

## 5 選定日程

項目	日程等
公募の開始	令和8年4月3日（金）
質問書受付期限	令和8年4月8日（水）午後5時必着
質問書の回答	令和8年4月9日（木）まで
参加意向申出書提出期限	令和8年4月13日（月）午後5時必着
参加資格確認結果通知書送付	令和8年4月15日（水）まで
提案書提出期限	令和8年4月27日（月）午後5時必着
選考会（プレゼンテーション）	令和8年5月1日（金）予定
選考結果通知	令和8年5月7日（木）予定
契約締結	令和8年5月中旬 予定

※上記のスケジュールは変更となる可能性がある。

（変更後のスケジュールは随時函南町ホームページにて公開する。）

## 6 質問書の受付及び回答

本実施要領及び仕様書等に関する質問を、次のとおり受け付ける。

- (1) 質問書受付期限  
令和8年4月8日（水）午後5時まで（必着）
- (2) 提出先  
事務局（本実施要領16のとおり）
- (3) 提出方法  
質問書（別紙1）を電子メールにて提出する。なお、提出した場合は、送信未達を防ぐため、必ず事務局へ確認の電話を入れること。
- (4) 回答方法  
質問書に関する回答は令和8年4月9日（木）までに、町ホームページにて回答（掲載）する。
- (5) 注意事項  
(1)の期限経過後の質問書の提出、電話、ファックス、メールや訪問等による質問は一切受け付けない。

## 7 参加意向申出

このプロポーザルに参加を希望する者は、函南町プロポーザル方式参加意向申出書（第1号様式）に必要書類を添付して、次のとおり申請すること。

- (1) 提出期限  
令和8年4月13日（月）午後5時まで（必着）
- (2) 提出書類
  - ア 函南町プロポーザル方式参加意向申出書（第1号様式） 1部
  - イ 法人概要書（法人の概要を記載したもの。書式は自由とする。） 1部
  - ウ 業務実績書（別紙2） 1部
  - エ 「4 参加資格」(7)に定める参加資格審査に係る提出書類（令和7・8年度入札参加資格者名簿に登載されていない者に限る） 1部

- (3) 提出先  
事務局（本実施要領16のとおり）
- (4) 提出方法  
以下のいずれかの方法とする。
  - ア 持参（開庁日の午前9時から午後5時まで）
  - イ 郵送

## 8 参加資格確認通知

函南町プロポーザル方式参加意向申出書の内容について、参加資格を満たしているか確認し、令和8年4月15日（水）までに、参加意向申出者に対して、函南町プロポーザル方式参加資格確認結果通知書（第2号様式）を発送する。

併せて函南町プロポーザル方式関係書類提出要請書（第3号様式）により函南町プロポーザル方式提案書等提出意思確認書（第4号様式）及び提案書等の提出を求める。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、提案資格を認めない理由を記載して函南町プロポーザル方式参加資格確認結果通知書（第2号様式）を通知する。

## 9 提案書等の提出

提案書等を提出する者は、次に掲げる事項に従うこと。

- (1) 提出期限  
令和8年4月27日（月）午後5時まで（必着）
- (2) 提出場所  
事務局（本実施要領16のとおり）
- (3) 提出方法  
以下のいずれかの方法とする。
  - ア 持参（開庁日の午前9時から午後5時まで）
  - イ 郵送（書留郵便で提出すること）
- (4) 提出書類
  - ア 函南町プロポーザル方式提案書等提出意思確認書（第4号様式）
  - イ 提案書等（任意形式）
    - 業務内容について、参加者の提案内容を記載すること。なお、別紙「函南町ふるさと納税支援業務委託 公募仕様書」記載の全ての要件を満たす内容であること。また、書式はA4版とし、フォントサイズは11pt以上、25ページ以内（表紙、目次、奥付を除く）とする。
  - ウ 見積書（別紙3）
- (5) 提出部数  
正本1部のほか副本13部
- (6) 提出書類の返却  
提出書類は返却しない。

## 10 選考会（プレゼンテーション）

提案書等の提出者に対して、選考会（プレゼンテーション）の実施を要請する。

(1) 開催日時

令和8年5月1日（金）午後2時から予定

(2) 開催場所

函南町役場 2階 大会議室

(3) 所用時間

準備10分、説明40分、質疑応答15分、片付け5分を予定

※詳細なスケジュールは、各社に別途通知する。

(4) 説明者

1事業者あたり3名以内

(5) 機材等

プレゼンテーションで使用するパソコンについては、提案者が用意すること。また、提案者は資料を配布することができる。

なお、プロジェクター及びスクリーンは町が用意する。

(6) 評価項目

以下の項目で評価を行い、採点する。

評価分類	評価項目	配点
業務理解度	ふるさと納税制度への理解	25
業務実績	同種業務実績	20
	寄附拡大実績	15
業務実施体制	業務推進体制の確保	25
	大規模災害時の対応	15
	役割分担及び作業スケジュール	15
	返礼品提供事業者の業務スケジュール	15
	営業所の設置	10
	提案者の意欲・熱意	30
	業務実施スケジュール	20
寄附拡大に向けた取組	目標設定	30
	返礼品提案・企画力	35
	ポータルサイト戦略	30
	デザイン対策	35
	リピーター対策	30
	プロモーション対策	35
独自提案	独自提案の優位性	25
	経費削減に向けた提案	20
価格性	経費の妥当性	10
		440

## 11 選定結果の通知

(1) 結果の通知

令和8年5月7日（木）（予定）までに全ての参加者に対し、函南町ポータル方式提案書等審査結果通知書（様式第5号）により結果を郵送する。

(2) 結果の公表

優先交渉権候補者選定後、町ホームページに結果を公表する。

## 12 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提案書等を提出期限までに提出しなかったとき。
- (2) 選考会（プレゼンテーション）の指定する時間に会場しなかったとき。
- (3) 「4 参加資格」の各号のいずれかに該当しなくなったとき。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (5) 選定結果に影響を与えるような、不誠実な行為があったと町長が認めるとき。

## 13 契約

町は、優先交渉権候補者と協議し、優先交渉権候補者が提案した内容等を反映した仕様書を調整の上、契約書を作成し、契約を締結する。

ただし、選定された事業者が以下の規定に該当することとなった場合は、契約を締結しない。なお、この場合は、次点提案者と協議するものとする。

- (1) 「4 参加資格」の各号のいずれかに該当しなくなったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 選定結果に影響を与えるような、不誠実な行為があったと町長が認めたとき。

## 14 辞退

函南町プロポーザル方式参加意向申出書提出後に辞退する場合は、参加辞退申出書（別紙4）を提出すること。参加辞退できるのは、プロポーザル方式提案書等の提出前までとする。

## 15 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨、時間及び単位は、日本語、日本通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とし、専門用語には注釈を付けるなど、分かりやすい表現で記載すること。
- (2) 提案に要する費用や本件参加に係る費用は、全て参加者が負担するものとし、提出された提案書等は返却しない。
- (3) 提出された各書類の差し替え、再提出は認めないものとする。
- (4) 町に提出された書類等は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。  
ただし、公開に支障がある場合は、非公開としたい情報届出書（別紙5）を提出すること。
- (5) 前号のほか、本提案の審査やその報告のために必要がある場合は、町がその写しを作成し使用することができるものとする。
- (6) 参加者が1者のみの場合であっても審査は実施するが、評価点の合計が、配点の6割以上の得点となった場合に限り、優先交渉権候補者として選定する。
- (7) この要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

16 事務局（各書類の提出先・問合せ先）

函南町役場 建設経済部産業振興課 商工係  
〒419-0192

静岡県田方郡函南町平井717番地の13

電話番号：055-979-8114（直通）

FAX番号：055-978-3027

メールアドレス：sangyo@town.kannami.shizuoka.jp